令和７年度山形地方最低賃金審議会
山形県特定（産業別）最低賃金第１回（合同）専門部会議事録

１　日　時　令和７年 10 月３日（金）午前９時 57 分～午前 10 時 55 分

２　場　所　山形労働局大会議室（山形市香澄町３－２－１　山交ビル３階）

３　出席者　委員 17 名
　別添のとおり。
　【欠席】公益・押野委員、コーエンズ委員
　　　　　労働者側・佐藤委員（電）、小川委員（部）

※機：山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業
（略称として「一般産業用機械・装置等製造業」）
電：山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
（略称として「電気機械器具等製造業」）
部：山形県自動車・同附属品製造業

（事務局）　松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、髙橋事務官

４　議　題
（１）各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
（２）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について
（３）各専門部会の開催日程（案）について
（４）令和７年最低賃金に関する基礎調査の結果について
（５）その他

５　議事経過
○事務局：門脇
ただ今から、令和７年度山形地方最低賃金審議会山形県特定最低賃金第１回合同専門部会を開催いたします。
本日の会議は、専門部会設置後、初めての会議となります。部会長を選出するまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。
さて、特定最低賃金専門部会は、業種ごとに開催されるものでございますが、各部会とも第１回につきましては、部会長・部会長代理の選出、専門部会運営規程や審議日程の確認、基礎調査結果の報告、資料の説明等が主な内容となりますので、本日は三つの専門部会合同での開催とさせていただきました。
専門部会の会議開催に必要な定足数は、最低賃金審議会令第５条第２項により委員の３分の２以上、又は公労使委員の各３分の１以上の出席が必要と定められております。
本日、欠席の委員もおりますが、業種ごとに各側１名以上の委員が出席されており、当該規程に定める定足数を満たしておりますので、この合同専門部会が有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日ご出席いただきました委員の皆様は、10月１日付けで「山形地方最低賃金審議会山形県特定(産業別)最低賃金専門部会委員」として任命されております。辞令書をお手元に配付しております。任期は当専門部会の廃止、具体的には特定最低賃金についての異議申出期間の満了日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、合同専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の松岡からごあいさつを申し上げます。

○松岡労働基準部長
労働基準部長の松岡でございます。本日、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、山形県特定最低賃金合同専門部会にご出席いただきありがとうございます。
また、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解とご協力を賜りまして、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。
ご案内がありましたとおり、皆様方には10月１日付けをもって専門部会委員として任命をさせていただいたところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
さて、本年度の山形県最低賃金につきましては、10月１日に官報公示を行っておりまして、12月23日から77円引上げ、1,032円として発効することとなっております。また、本県で設定されております特定最低賃金３業種つきましては、９月19日に山形労働局長から改定決定の諮問を行い、専門部会でのご審議をお願いしたところでございます。
ご承知のとおり、特定最低賃金につきましては、平成14年の中央最低賃金審議会全員協議会報告で関係労使のイニシアティブ発揮によって決定されるべきものと位置付けられております。委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中、大変ご苦労をお掛けするところでございますが、全会一致による結審となりますよう、特段のご配慮を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局：門脇
それでは、ここで、委員の皆様をご紹介いたします。お配りしております資料の１ページの委員名簿をご覧いただければと思います。一般産業用機械・装置等製造業の専門部会については、公益委員、粕谷委員、丸山委員、押野委員は本日欠席です。労働者側委員、鈴木委員、長瀬委員、納富委員です。使用者側委員、木村委員、丹委員、仁藤委員です。電気機械器具等製造業の専門部会については、公益委員、本間委員です。押野委員とコーエンズ委員は本日欠席です。労働者側委員、安喰委員、柿崎委員です。佐藤委員は本日欠席です。使用者側委員として、大泉委員、仁藤委員、高橋委員です。自動車・同附属品製造業の専門部会については、公益委員として、粕谷委員、本間委員、丸山委員です。労働者側委員として、池田委員、今野委員です。小川委員は本日欠席です。使用者側委員として、江袋委員、鈴木委員、木村委員です。
委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。
続きまして、事務局を務めます山形労働局の職員をご紹介いたします。労働基準部長の松岡です。賃金室長補佐の今野です。賃金係の髙橋です。賃金室長の門脇です。事務局一同、円滑な部会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
それでは、議事の（１）各専門部会の部会長及び部会長代理の選出を行いたいと思います。
部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第４項により準用する第24条第２項の規定により公益委員のうちから選出することとなっております。
あらかじめ公益委員の皆さまでご協議いただき候補者を選出いただいておりますのでご

提案申し上げます。
　一般産業用機械・装置等製造業の専門部会について、部会長に粕谷委員、部会長代理に丸山委員。電気機械器具等製造業の専門部会については、部会長に押野委員、部会長代理に本間委員。自動車・同附属品製造業の専門部会については、部会長に本間委員、部会長代理に粕谷委員、でございます。
　以上のとおりご提案申し上げます。皆様、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）
　ありがとうございます。ご賛同をいただきましたので、各部会の部会長、部会長代理となられる公益委員の皆さまよろしくお願いいたします。
　それでは、ここからの議事進行は、３つの専門部会の部会長を代表して本間部会長にお願いいたします。

○本間部会長
　ただ今、自動車・同附属品製造業専門部会の部会長を拝命いたしました本間です。特定最低賃金の審議におきましては、労使委員の皆様のイニシアティブにより、全会一致をめざして充実した審議を行ってまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
　それでは議事を進めます。
　議事の（２）山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程について確認しますので、事務局から説明してください。

○事務局：門脇
　資料の２ページをご覧ください。「山形地方最低賃金審議会運営規程」こちらは本審議会の規程でございます。次に資料№.１－３をご覧ください。こちらが専門部会の運営規程でございます。この運営規程は、最低賃金法、最低賃金審議会令及び山形地方最低賃金審議会運営規程によって定められていない詳細事項についてはこの運営規程に則って運営することになります。主な条文についてご説明いたします。
　第４条は部会長は会議の議長となり議事を整理するとなっております。
　第５条は会議の公開について定めております。会議は原則として公開する。ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができるとなっております。専門部会では、具体的な金額審議を行いますので、個人情報の保護あるいは率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとの理由で非公開の運用にしているところです。
　第６条は議事録の作成について定めております。第５条と同様に公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成して公開する、となっております。
　以上が主な内容でございます。今年度は改定の必要はなく、現行の規程で運営してまいりたいと考えております。

○本間部会長
　ただ今の事務局からの説明について、ご質問やご意見はございませんか。
　ないようですので、それでは、専門部会運営規程については、現行の規定に則って運営し

ていくことを確認したいと思いますが、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声)
次に議事の（３）専門部会の開催日程（案）について事務局から説明してください。

〇事務局：門脇
特定最低賃金専門部会については、令和４年１月７日に開催した「全員協議会」において、「特定最低賃金専門部会の審議回数については、当初の設定回数を４回とし、速やかな結審に努めるものとする」と確認をいただいたところでございます。
この「設定回数４回」といいますのは、本日の合同専門部会を含めて４回ということですので、実質的な金額審議を３回行っていただくということになります。大変お忙しい中とは存じますが、円滑なご審議により当該回数内で結審できますよう特段のご協力をお願い申し上げます。
それでは、具体的な日程案についてですが、資料の６ページをご覧ください。全ての部会を日付順に並べたものでございます。１枚めくっていただくと産業別にまとめたものになります。
各部会とも、週１回の開催とし、第４回開催日は一般産業用機械・装置等製造業が10月21日火曜日13時30分から、電気機械器具等製造業が10月21日火曜日10時から、自動車・同附属品製造業が10月20日月曜日の10時からで調整させていただきました。
ここで、今年の特定最低賃金専門部会の決議に関し例年と取扱いが異なる点がございますので説明いたします。第４回本審において最低賃金審議会令第６条第５項の適用が承認され、全会一致で部会結審した場合に限り本審決議とする取扱いが適用されます。この適用はあくまで全会一致で部会結審した場合のみであり、全会一致に至らなかった場合はこれまでどおり本審で採決を行うことになりますことをご承知おき願います。本審は日程表にありますとおり10月23日を予定しています。
次に発効日についてです。資料８ページの「公示日別最短効力発生予定日一覧表」をご覧ください。例年どおり12月25日とする場合は10月24日までの結審が必要となります。また、今年度の山形県最低賃金の発効日は12月23日となりますが、仮に特定最低賃金について同日発効とする場合は、10月23日までに結審すれば12月23日の指定発効が可能です。
また、昨今最低賃金に関し多くの問合せをいただいておりますが、特定最低賃金が適用されている事業者様からは「12月23日に1,032円となった後にまた金額を見直す必要があるのか」という声も寄せられております。
以上を踏まえ、事務局といたしましては、周知効果や最低賃金の履行確保の観点から、山形県最低賃金と特定最低賃金の同日発効できればと考えているところでございますが、開催日程案と発効日について、委員の皆さまにお諮りしたいと思いますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇本間部会長
ただ今、事務局より開催日程と発効日について説明がありました。
まず、開催日程案について質問・ご意見ございませんか。
ないようですので、日程案のとおりで開催することとしますが、よろしいでしょうか。(「異議なし」の声)
次に発効日についてですが、事務局からは山形県最低賃金と同日の12月23日発効はいかがかということでしたが、委員の皆さまからご意見を頂戴したいと思います。発言をお願いします。

○使用者側：丹委員
　使側としては、二重の業務負担を考えると同一発効が望ましいと考えています。ただ、専門部会で、その日まで決まるかどうか確定しておりませんし、場合によっては、できるだけそうならないように努力しますが、もし後ろにずれた時は12月23日に発効できなくなる可能性もあります。ですので、発効日ありきで審議するのではなく、審議の結果こういう発効日になりますということが筋だと思います。ただ、使側の立場から言うと地賃と同じ日に発効してもらった方がありがたいというのがあります。

○労働者側：柿崎委員
　今、丹委員からあったように発効日については賛同できます。この日程でいけばという前提ですので、我々としても努力していきたいなと思います。今日、この場で発効日を決めるのではなく、それぞれの部会において審議したいと考えます。

○本間部会長
　両側とも、きちんと充実した審議をして、それで審議が終了すれば12月23日の同日発効が望ましいという点では異議がないということを確認させていただきます。審議が長引いた場合は、12月23日の発効は不可能となりますので、専門部会において可能であれば同日発効を目指すことを念頭におきながら、最善を尽くしていくことになろうかと思います。同日発効可能になるというのは、２つあると思いますが、一つは３部会において全会一致で最低賃金が決まった場合、10月23日の本審を行う必要がなくなりますので、その時には８ページのチャートの日程どおりであれば３つそろうのが10月21日になりますので、12月19日に発効させることができますが、この時には指定発効ということで23日にそろえることもできます。もう一つは、どれか１つでも全会一致にならない場合は、全会一致にならなかった部会の最低賃金について10月23日に本審を開いてそこで決定し、チャートどおりにいけば発効日が12月21日になりますが、その場合も指定発効で全て23日にすることができます。また、どこかの部会でなかなか結審に至らず、24日以降になってしまったときは物理的に23日発効が不可能になりますので、できるだけ速やかに行うという認識で皆さんよろしいですか。

○使用者側：丹委員
　法律上、発効日というのは専門部会、６条５項で決めることは可能でしょうか。

○事務局：門脇
　本審に代わるものですので、可能です。

○使用者側：丹委員
　その時に発効日も決められると。ということは、10月23日は１つでも全会一致に至らなかった部会があった場合のための本審ということになりますが、23日に採決して決着しても12月23日の指定発効は可能ということですね。

○事務局：門脇
　そのとおりです。

○使用者側：仁藤委員
　10月23日の第５回本審は、２つの部会において全会一致でも、１つどこかがまとまらなけ

れば23日に３つまとめて決めるのでしょうか。

〇事務局：門脇
２つは全会一致でいただいていますので、そこは本審のほうでこういうことになりましたという報告になろうかと思います。全会一致に至らなかったものは、本審で採決を受けるということになります。

〇使用者側：仁藤委員
１つだけ第５回の本審で決めると。その時のメンバーというのは、どうなるのでしょうか。

〇事務局：門脇
審議会の委員になります。

〇本間部会長
今日と同じメンバーではないということですね。この会は専門部会の合同で、本審の委員とは一致していないので、部会で全会一致で決められないときは、全会一致ではないけれども結果を10月23日の本審に持っていって専門部会からの部会報告ということで、最終的に本審で決定するということになります。
今年は日程が詰まっていて、12月23日の同日発効にできるようにしておいたほうがいいという配慮もあって、専門部会で全会一致になった場合は、本審に代わって決議できるというのを前回の本審で決議したところです
ですので、もう一度確認すると、各専門部会で全会一致となった時は、本審議会の決議とすることができるとなっていて、その中で発効日も決定できますので、各専門部会において指定で12月23日に発効することができます。また、全会一致とならなかったところが１つでもあれば、そこだけを10月23日の本審で決定し、12月23日の指定発効にする。もしも、１つでも10月23日の本審に間に合わないような時にはその専門部会の特賃だけが、発効日がずれるということになろうかと思います。
全部の発効日をずらすというよりも１つでも多く発効日が同日になるようにして、どうしても審議がまとまらなかったものだけが、発効日がずれるこということになるかと思います。
そういうあり方で進めるということでよろしいでしょう。(「異議なし」の声)
それでは、山形県特定最低賃金は３業種ともに、12月23日発効を目指し審議することといたしますので、委員の皆さまよろしくお願いいたします。
次に、議事の（４）令和７年度最低賃金に関する基礎調査の結果について、事務局から説明してください。

〇事務局：髙橋
はじめに令和７年最低賃金に関する基礎調査の結果についてご説明いたします。
12ページをご覧ください。本件調査の概要について要点をご説明いたします。昨年と変わりありませんが、調査の区域については山形県全域を対象として行っております。調査産業、調査事業所につきましては、中段あたりにあります参考表のとおりとなります。調査対象事業所につきましては、製造業、新聞業・出版業、小売業については100人未満、その他の産業については30人未満の常用労働者を雇用する民間事業所から無作為に抽出して調査しております。事業所の抽出方法についてですが、令和３年経済センサス活動調査による事業所情報を母集団とし、県内の産業分布状況により複数年調査が当たってしまう事業所もございま

すが、原則産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。
今年の対象事業所数は2,047件を対象といたしました。調査実施期間については資料のとおりとなります。回答事業所数は1,302件で率にすると63.6％、そのうち６月１日時点において労働者を雇用していない、事業を廃止した、家族のみの事業所等を除いた有効回答数は1,106件で率にすると54.0％でした。調査事項は、６月１日現在の労働条件にて６月を満稼働した場合に支払われるべき額について調査を行っております。集計結果につきましては、１時間当たりの所定内賃金額を賃金額階級別、産業別、事業規模別、年齢別に母集団の労働者数に復元して集計しております。なお、所定内賃金とは精皆勤手当、通勤手当、家族手当の３手当を除くものになります。調査結果につきましては、最低賃金審議会の資料として公表するほか、政府統計総合窓口イースタットに掲載される予定となっております。
続きまして、13ページ、２特定（産業別）最低賃金の未満率及び未満者数になります。４つの産業別、規模別に３年分を載せた表となっております。３業種それぞれの未満率、未満者数ですが、一般産業用機械・装置等製造業については未満率が7.9％。未満者数110人。電気機械器具製造業は、未満率12.3％、未満者数662人。自動車・同附属品製造業については、未満率17.1％、未満者数257人といった結果となりました。自動車整備業については、今年度改正審議はありませんので、参考としてご覧いただければと思います。
14ページからは、各特定最低賃金の10年分の各数値について集計したものになります。表の見方について14ページにてご説明いたします。１は特定最低賃金の推移としまして、各年の改正時間額、引上げ額、引上げ率、効力発生日等を表しています。令和７年につきましては、改正前ですので改正前時間額のみの記載でその他は空欄となっております。２は適用事業所数、適用労働者数となります。３は未満率・未満者数となります。こちらは年ごとの改正前の最低賃金額に達していない労働者の割合となっております。その下に事業所規模別の未満率も載せております。４は影響率ですが、各年の改正により引上げの影響を受ける労働者の割合になります。令和７年は改正前ですので空欄になっております。５は特性値の推移として第1・20分位数、第1・10分位数、第1・４分位数、中位数をそれぞれ載せております。６は参考として山形県最低賃金の推移を載せております。３の未満率と５の特性値は改正前の時間額に対する値となりますのでご留意ください。こちらは３つの特定最低賃金について14ページから16ページまで作成しておりますので、後ほどご覧ください。
また、50ページに、特性値、未満率、影響率についての説明を掲載しておりますので、参考にしていただければと思います。
続いて、17ページからは、各特定最低賃金の引上げ率及び影響率になります。各産業とも引上げ額０円から100円までを一覧表にしております。令和７年改正の地域別最低賃金額1,032円にプラス１円の額1,033円に黄色に色づけしております。こちらの表は、17ページから22ページまで３業種について、掲載してありますのでご覧いただければと思います。
最後に、23ページから各特定最低賃金の調査結果表になります。表の見方について、一般産業用機械・装置等製造業で説明いたします。表の一番上の中心あたりに産業ということで業種が記載しており、23ページでは一般産業用機械製造業としています。業種によってはこのように略称で記載しているものもございます。左の方、時間当たり所定内賃金の枠、現行の時間額のマイナス10円から2,000円までの賃金階層となっております。一般産業用機械・装置等製造業ですと1,011円の金額帯に赤い線を引いておりますが、こちらは現行の時間額を下回っている労働者数、いわゆる未満者数になっており、カッコの中の数値は未満率となります。他２業種についても同様の仕様になっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。
続きまして、38ページご覧ください。こちらは、厚生労働省で調査した改定調査の結果に

なります。今年の調査は、常用労働者数30人未満の事業所16,486事業所を選定し調査票を送付して得られた回答を集計した結果となっております。集計労働者数が31,297人、調査項目は５の（１）及び（２）に掲げられている事項となっております。

40ページ第１表をご覧ください。これは、今年１月から６月までに賃金引上げあるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。目安のランク別に事業所の割合を示しておりまして、左上の産業計・ランク計を見ていただくと、今年引上げを実施した事業所は49.2%で、昨年の42.8%より6.5%ほど上昇しております。隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.8%となっており、昨年より0.1%上昇しております。さらに隣の列ですが、６月まで実施しない事業所のうち７月以降も賃金改定をしない事業所の割合は26.7%で昨年より低下しており、７月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は23.4%と昨年より上昇しています。山形県が属するＣランクを見ますと、引上げ実施が47.5%、７月以降改定予定が25.8%となっております。

続いて、41ページの第２表をご覧ください。こちらは平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左下の産業計・ランク計を見ていただくと、平均賃金改定率は4.7%と昨年に比べ上昇しています。真ん中の表、賃金引下げを実施した事業所ではマイナス9.6%となっています。一番右は、改定を実施した事業所と凍結した事業所を合わせて、全体を平均したものになりますが、こちらはプラス2.2%となっています。Ｃランクを見ますと、引上げ実施が4.8%、引下げ実施はマイナス9.5%で、全体合計ではプラス2.2%となっています。

続きまして、43ページ第４表になります。第４表①は、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率を男女別で表したものです。産業計の欄の男女計・ランク計を見ていただくと、賃金上昇率は2.5%となっています。ランク別みると、Ａが2.1%、Ｂが2.9%、Ｃが3.0%となっており、Ｃランクが一番高くなっております。

次のページ、第４表の②は一般労働者とパートタイム労働者を分けて集計したものです。一般の欄を見ていただくと、産業計のランク計は2.1から2.3に上昇、Ｃランクでは3.0から2.5に低下しています。パートの欄を見ていただくと、産業計のランク計は2.8から2.9に上昇、Ｃランクは2.2から4.1に大きく上昇となっております。

次のページ、第４表の③は、表題にありますとおり、令和６年６月と令和７年６月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計でございます。産業計の欄の計のランク計の賃金上昇率は3.2%となっており、ランク別にみますと、Ｃランクが一番高く3.6%となっています。

基礎調査及び改定状況調査の説明は以上になります。

続いて、経済動向について説明いたします。

51ページご覧ください。日銀が公表しているさくらレポートになります。めくっていただいて53ページご覧いただきますと、前回調査との比較が掲載されており、東北地域は、持ち直しているを維持しています。次のページには公共投資や設備投資についての判断が掲載されております。また、64ページまでめくっていただきますと、前回調査と今回調査の比較について矢印で示されておりますが、公共投資のみ上がった結果となっております。

66ページ、山形県鉱工業指数になります。68ページに山形県、東北、全国の概況が掲載されております。山形県についてみてみますと、電子部品・デバイス工業、金属製品工業など７業種が上昇し、汎用・生産性・業務用機械工業など15業種で低下した結果となっております。

続いて、82ページ、雇用情勢になります。今年８月の状況としては、山形県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある。とされています。

次に各種統計などについて説明いたします。
96ページをご覧ください。全国及び山形の各種統計の推移（1）になります。こちらにつきましては、皆様のお手元にダブルクリップでまとめている、参照した資料について、という表題の別冊資料をお配りしておりますが、これらの資料から数値を拾って作成したものになっております。各資料の詳しい内容等については、後ほどご覧いただければと思います。各統計について、資料作成時点での最新の公表データについて申し上げます。
雇用関係につきましては、有効求人倍率を掲載しており、全国では1.20倍、山形では1.25倍となっております。
物価関係につきましては、消費者物価指数及び国内企業物価指数を掲載しております。消費者物価指数について、全国は前年同月比3.1%の上昇、山形は前年同月比3.3%の上昇となっております。国内企業物価指数は前年同月比2.7%の上昇となっております。
続きまして、賃金関係については毎月勤労統計調査の結果について掲載しております。名目賃金については、全国は前年同月比3.4%の上昇、山形は前年同月比4.9%の上昇となっております。実質賃金は全国で前年同月比0.2%の減少で７か月連続のマイナス、山形は前年同月比1.6%の上昇で３か月連続ぶりのプラスとなっております。全国と山形の格差については、86.2と前の月と比較して1.1ポイントの格差拡大となっております。
表の下のほうに最低賃金が改正された10月を起点に単純平均した数値を２年分掲載しております。その下段の方、令和６年10月を起点にしたものをご覧いただきますと、有効求人倍率は全国で1.24倍、山形は1.32倍。消費者物価指数は全国で3.8%の上昇、山形は4.0%の上昇、国内企業物価指数は3.6%の上昇。名目賃金では全国は2.7%の上昇、山形は4.7%の上昇。実質賃金は全国で1.1%の低下、山形は0.7%の上昇となっております。
97ページには数値をグラフ化したものを付けておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。
続きまして98ページ、全国及び山形の各種統計の推移（2）になります。こちらは山形県の特定最低賃金が製造業及び自動車関連産業であることから、鉱工業指数と新車登録台数の数値や、経済動向として、倒産企業の件数や失業率についても掲載しております。
こちらも次のページにグラフ化したものをつけてございます。全国、山形の各統計に係る推移について見て取れますのでご覧いただければと思います。

○本間部会長
ただ今の説明について質問等がございましたらお願いいたします。
本日は３つの部会の合同開催ですので、金額審議は第２回以降の各専門部会で行うことにしたいと思いますがよろしいでしょうか。(「異議なし」の声)
それでは、各部会における金額審議は次回から行うこととします。例年、金額審議においては個別協議を含む率直な意見交換となりますので、第２回以降の部会は「非公開」としたいと考えますがよろしいでしょうか。(「異議なし」の声)
それでは、次回以降の各専門部会については「非公開」で行うことといたします。
予定していた議事は以上ですが、委員の皆様からこの場で何かご発言はございますか。
事務局から何かありますか。

○事務局：門脇
はい、現在、３業種に係る特定最低賃金の改正決定に関し、関係労働者及び関係使用者からの意見を募っておりますが、昨日まで意見の提出がないことをご報告いたします。
さらに紹介とお願いになりますが、机上に今年の最賃リーフレットをお配りしております。

山形県最低賃金は10月１日に官報掲載がされましたので、近々各団体様に紙媒体による周知広報依頼をさせていただく予定です。昨今は電子媒体を希望する団体様も多くなっておりますので、電子媒体をご希望の場合はご連絡いただければ幸いに存じます。引き続き周知広報にご協力をお願いいたします。

最後に連絡事項になりますが、本日は委員の皆さまの「打合せ会場」をご用意しております。部会終了後、打合せ等を行う場合は、労働者側委員の皆様は相談室Ｄを、使用者側委員の皆様は小会議室をご使用ください。事務局がご案内いたしますのでお声がけください。

〇本間部会長

本日の合同専門部会は、各委員の皆様のご協力によりまして、円滑に進めることができましたことに感謝申し上げます。

これをもちまして、本日の合同専門部会を終了といたします。ありがとうございました。

令和7年度　特定(産業別)最低賃金専門部会委員名簿

区分	一般産業用機械・装置等製造業(略称)		電気機械器具等製造業(略称)		自動車・同附属品製造業	
	氏　名	現　職	氏　名	現　職	氏　名	現　職
公益代表	おしの まさのり 押野正徳	押野正徳公認会計士事務所 公認会計士	◎ おしの まさのり 押野正徳	押野正徳公認会計士事務所 公認会計士	○ かすや みちお 粕谷真生	城西町法律事務所 弁護士
	◎ かすや みちお 粕谷真生	城西町法律事務所 弁護士	こーえんず くみこ ｺｰｴﾝｽﾞ久美子	山形大学人文社会科学部 教授	◎ ほんま よしこ 本間佳子	本間法律事務所 弁護士
	○ まるやま まさみ 丸山政己	山形大学人文社会科学部 教授	○ ほんま よしこ 本間佳子	本間法律事務所 弁護士	まるやま まさみ 丸山政己	山形大学人文社会科学部 教授
労働者代表	すずき かずゆき 鈴木和幸	エムテックスマツムラ労働組合 執行委員長	あじき ひろと 安喰寛人	パナソニック労働組合 執行委員長	いけだ ひろと 池田浩登	ヨロズエンジニアリング労働組合 執行委員長
	ながせ よしあき 長瀬義明	JAM南東北山形県連絡会 事務局長	かきざき たかひで 柿崎隆英	山形航空電子労働組合 執行委員長	おがわ けんじ 小川健司	ﾏｰﾚｴﾝｼﾞﾝｺﾝﾎﾟｰﾈﾝﾂｼﾞｬﾊﾟﾝ山形労働組合 執行委員長
	のうとみ さとし 納富　聡	山形カシオ労働組合 執行委員長	さとう こうじ 佐藤幸治	電機連合山形地域協議会 事務局長	こんの なおみち 今野直路	TBK労働組合鶴岡支部 執行委員長
使用者代表	きむら かずひろ 木村和浩	山形商工会議所 専務理事	おおいずみ さだゆき 大泉定幸	山形県商工会連合会 専務理事	えぶくろ かずひろ 江袋一宏	山形県中小企業団体中央会 副会長兼専務理事
	たん てつと 丹　哲人	(一社)　山形県経営者協会 専務理事	たかはし まさゆき 高橋雅之	富士電子(株) 代表取締役社長	きむら かずひろ 木村和浩	山形商工会議所 専務理事
	にとう ともよし 仁藤友貴	(株)ハッピージャパン 取締役総務企画部長	にとう ともよし 仁藤友貴	(株)ハッピージャパン 取締役総務企画部長	すずき あいこ 鈴木合子	スズキハイテック(株) 常務取締役
任命日	令和7年10月1日		令和7年10月1日		令和7年10月1日	

◇名簿は五十音順　「◎」は部会長「○」は部会長代理